

# 会期日程表（第2回 能登町議会定例会）

平成20年6月

会期	日	曜	開議時刻	摘要
第1日	12	木	午前10時00分	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 ・ 陳 情 上 程 趣 旨 説 明 ・ 委 員 会 付 託
第2日	13	金		休会（常任委員会）
第3日	14	土		休会
第4日	15	日		休会
第5日	16	月	午前10時00分	一 般 質 問
第6日	17	火		休会（常任委員会）
第7日	18	水	午前10時00分	一 般 質 問
第8日	19	木	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 会 閉

開 会（午前10時00分）

## 開 会・開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまから、平成20年第2回能登町議会定例会を開会します。ただいまの出席議員数は19人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

## 会議録署名議員の指名

議長（新平悠紀夫）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番椿原安弘君、3番河田信彰君を指名いたします。

## 会期の決定

議長（新平悠紀夫）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間にした  
いと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの8日間に決定いたしました。

## 諸般の報告

議長（新平悠紀夫）

日程第3「諸般の報告」を行います。  
去る4月30日、金沢で開催されました石川県町村議会議長会定期総会において、自治功労議員として全国町村議会議長会表彰の27年以上在職者として、

浜田実前議員に、また15年以上在職者として、久田良平議員に、それぞれ表彰状の伝達がなされましたので、ご報告申し上げます。誠にありがとうございました。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたのでご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、報告11件、議案10件が提出されております。また、地方自治法第243条の3第2項の規定による、財団法人能登町ふれあい公社、財団法人内浦スポーツ振興事業団、有限会社のとクリーンサービス、有限会社内浦町農産公社の経営状況についての報告書の提出がありましたので、お手元に配布いたしましたので、ご了承を願います。

次に、監査委員から、平成19年度2月分、3月分、平成20年度4月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

## 報告第2号～議案第64号

### 議長（新平悠紀夫）

日程第4 報告第2号「平成19年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から、日程第14 報告第12号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」までの11件及び、日程第15 議案第55号「平成20年度能登町一般会計補正予算」から、日程第23 議案第63号「石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について」までの9件並びに、日程第24 議案第64号「能登町固定資産評価員の選任について」の併せて21件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

### 提案理由の説明

### 町長（持木一茂）

おはようございます。

本日ここに、平成20年第2回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

去る5月12日に発生しました中国四川省の地震は、マグニチュード8.0という近年経験したことのない大きな地震でありました。

地震報道のニュースを見るたびに、1年前の能登半島地震を思い出し、改めて中国の地震被害のすさまじさに身を震わせた方も多いのではないのでしょうか。

ここに被災された方々に対し、改めて心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く平穏な生活に戻られることを願いたします。

町民の皆には、地震に対する不安が増していることと思いますが、北陸三県の消費生活支援センターが4月に発表した防災対策アンケートでは、石川県民の8割が災害対策をしていないと回答しています。

被災地である能登地区においても、家具を転倒防止具で固定している家庭は26%で、高い所に物を置かないといった、ささいなことでも34%にとどまっており、防災意識はまだまだ低いと言わざるを得ない状況であります。

町といたしましても、防災対策には全力を尽くす所存ですので、町民の皆さんにおかれましても、この大地震を機に、大切な家族を守るため、「家庭の防災」について、もう一度総点検して下さいようお願いいたします。

また、消防法の改正により、石川県では今月から住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

住宅火災は、就寝時間と夕食の準備時間に発生する割合が多いのが特徴で、特に就寝中だと火災の発生に気づきにくく、住宅火災が原因で亡くなる人の6割以上が「逃げ遅れ」によるものとなっています。

まだ、設置をされていない方は、安心して生活するためにも、1日でも早く住宅用火災警報器をご自宅に設置して下さいようお願いいたします。

次に、硫化水素ガスの問題についてであります。

消防庁によると、3月下旬以降、未遂を含め100件を超える硫化水素自殺が確認され、巻き添えなどによる負傷者も約160人に上っています。

石川県内においても、今年1月から金沢市、七尾市、宝達志水町では、硫化水素で自ら命を絶つ事件が6件も発生しています。

また、去る5月17日には、宝達志水町役場に、「硫化水素をまく」と小学校の運動会の中止を要求する脅迫電話があるなど、硫化水素が認知されるにつれ、犯罪の「凶器」として使われる事例まで出て来ております。

石川県警では、「付近住民の避難誘導を最優先する」とのことですが、発生場所近くの人がガスを吸って意識を失ったり、付近の人が多数救急搬送される事態も起こっています。

能登消防署においても、防毒ガスマスクを準備し、ガス中毒事件に備えてお

りますので、町民の皆さんには、二次被害に遭わないため、ガスのにおいがしたら、すぐに避難し消防署へ連絡し指示を受け、十分に警戒して行動して下さいようお願いいたします。

それでは、本日ご提案いたしました報告11件及び議案10件につきまして、逐次ご説明申し上げます。

まず初めに、報告第2号から報告第4号までについてですが、平成19年度の能登町一般会計及び特別会計において地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いましたので同条第3項の規定に基づき報告し、この承認を求めるものでございます。

いずれも、事業費等の確定や、これに伴う地方債を始めとする、歳入の調整を行ったものでありますので宜しくお願いいたします。

報告第2号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第10号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6千6百68万9千円を減額し、予算総額を百45億6千3百2万3千円とするものです。

歳出の主な内容としましては、第2款「総務費」で8百7万9千円の減額を行いました。

その内容は、第1項「総務管理費」のうち、「一般管理費」は、職員人件費の調整及び通信運搬費の減額をし、「企画費」では、奥能登広域圏事務組合への負担金を減額し、「総合サービス費」では借上料の確定に伴う減額を行いました。

第2項「徴税費」においては、職員人件費の調整を行い、第3項「戸籍住民基本台帳費」においては、財源の調整を行い、第5項「防災費」には、防災ヘリコプター運航協議会への負担金が確定したことにより減額を行っております。

第3款「民生費」では、1千2百78万4千円の減額を行いました。

第1項「社会福祉費」においては、「社会福祉総務費」で財源の調整を行い、「障害者福祉費」では、障害者福祉事業、障害者医療費助成事業及び地域生活支援事業において減額を行い、障害者自立支援給付事業においては、前年度の国庫負担金の精算に伴う償還金を追加いたしました。

「老人福祉費」につきましては、老人福祉施設への備品購入に10万円を追加し、その他、老人クラブ活動推進事業及び老人医療費適正化対策事業の減額を行った他、老人保健特別会計繰出金及び国民健康保険特別会計繰出金の減額を行っております。

第2項「児童福祉費」では、私立保育園運営費を減額いたしました。それ

ぞれ事業費や事務費の確定によるものであります。

第4款「衛生費」から第6款「農林水産業費」は、地方債の確定による財源の調整であります。

第8款「土木費」では、2千5百37万円の減額を行いました。

内容は、第1項「土木管理費」において、人件費の調整を行った他、第2項「道路橋りょう費」では、除雪業務委託料の減額をし、第3項「河川費」では、町野川総合開発地域対策事業を減額し、第4項「港湾費」では、県営港湾改修負担金の減額をしております。

いずれも事業費や事務費の確定によるものでありますので宜しく願いいたします。

その他、第5項「都市計画費」及び第6項「住宅費」においても、それぞれ財源の調整を行っております。

同様に、第10款「教育費」の第2項「小学校費」及び第4項「社会教育費」につきましても、それぞれ財源調整を行っております。

第11款「災害復旧費」では、2百95万6千円の減額であります。

これにつきましても、事業費と地方債の確定に伴う減額でありますのでよろしく願いいたします。

第13款「諸支出金」の1千7百50万円の減額は、事業の確定による災害援助資金貸付金の減額であります。

以上の補正財源として、歳入には、第2款「地方譲与税」を4百55万8千円、第3款「利子割交付金」を3百76万1千円、第4款「配当割交付金」を2百38万円、第13款「国庫支出金」を44万4千円、第16款「寄附金」を10万円、第20款「町債」を10万円追加し、第5款「株式等譲渡所得割交付金」、第6款「地方消費税交付金」、第7款「自動車取得税交付金」、第8款「地方特例交付金」、第9款「地方交付税」、第14款「県支出金」及び第17款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、報告第3号「平成19年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、保険事業勘定において、予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億7千

百15万2千円を減額し、予算総額を29億1千9百37万6千円とし、直営診療施設勘定では、歳入歳出それぞれ78万7千円を減額し、予算総額を6百88万2千円とするものです。

保険事業勘定の歳出の内容は、事務事業費や保険給付費の確定に伴う減額であり、この財源として、歳入の第1款「国民健康保険税」を2百63万円、第2款「使用料及び手数料」を4万5千円、第5款「県支出金」を3千6百14万9千円、第7款「財産収入」を5万4千円、第10款「諸収入」を58万8千円追加し、第3款「国庫支出金」、第4款「療養給付費交付金」、第8款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

また、直営診療施設勘定の内容は、瑞穂診療所運営に係る事務事業費の確定による減額であり、この財源として、歳入の第1款「診療収入」及び第3款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたのでよろしくお願いいたします。

報告第4号「平成19年度能登町老人保健特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億6千3百22万3千円を減額し、予算総額を31億2千8百1万7千円とするものです。

歳出の主な内容は、医療給付費等の確定による減額であり、この財源として、歳入の第6款「諸収入」を3百33万円追加し、第1款「支払基金 交付金」、第2款「国庫支出金」、第3款「県支出金」及び第4款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第5号から報告第6号までは、平成19年度の「一般会計」及び「簡易水道事業特別会計」の繰越明許費繰越計算書であります。

昨年度からの繰り越し事業費が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、報告第7号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年度の補正予算の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、この承認を求めるものであります。

報告第7号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3百53万2千円を追加し、予算総額を百27億3百53万2千円としたものです。

歳出の内容は、第11款「災害復旧費」において、本年2月24日の高波被害にかかる災害復旧経費で、測量調査費や応急復旧のための工事費を計上したものであります。

この財源として、町債を百20万円計上するほか、財政調整基金を繰り入れ収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、報告第8号及び報告第9号についても、地方自治法の規定に基づき規約の変更を専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

「証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の変更について」及び「奥能登広域圏事務組合理規約の変更について」は、戸籍法の一部改正に伴い、輪島市、珠洲市及び穴水町との証明書等の広域交付に係る規約及び奥能登広域圏事務組合で共同処理する証明書等の交付について、事務の引用条文を改正するものです。

戸籍法の改正については、近年、全国各地で他人になりすまして、証明書を取得したり、届出をする事件が増えていることから、これらの事件を未然に防ぐため、5月1日から窓口に来られた方の本人確認が厳格化されたものであります。

町民の皆様には、戸籍や住民票の写しをご請求する場合には、身分証明書を必ずご提示くださるよう、ご協力をお願いいたします。

次に、町条例の一部改正に係る専決処分3件についてご説明いたします。

報告第10号「能登町税条例の一部を改正する条例について」、報告第11号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」及び報告第12号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ですが、本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に可決・成立し、5月1日から施行されることに伴い、関連する条文について、緊急にそれぞれ所要の改正を行ったものであります。

改正の主な内容は、個人住民税における寄附金税制の抜本的な見直し、いわゆる「ふるさと納税」であります。

寄附金税制の拡充は、「ふるさと」に応援又は貢献したいという納税者の思いを後押しする税制上の仕組みとして、大きな意義を有するだけでなく、寄附を受ける地方公共団体が自らの地域の魅力を高め、積極的に情報発信を行うことや、集めた寄附金を地域づくりのために有効活用することなどにより、地域活性化に資する効果が期待されるものであります。

また、都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律により、事務の引用条文を改正するものです。

次に、国民健康保険税の一部改正についてですが、後期高齢者医療制度の創設により、国民健康保険税に後期高齢者支援金分を加えるため税率やそれぞれの限度額等を変更するものです。

これまで医療と介護分を保険税として負担していましたが、平成20年度か



ら実施される後期高齢者医療制度では、その費用を後期高齢者の保険料、公費及び国民健康保険などの被保険者が拠出する後期高齢者支援金で賄うことになります。

このため、今後は、75歳未満の方の医療費、後期高齢者支援金及び介護の3つを一緒にして、国民健康保険税として負担していただくものであります。

次に、議案第55号から第56号までは、平成20年度の一般会計及び特別会計予算の補正であります。

議案第55号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千2百52万9千円を追加して、予算総額を百27億8千6百6万1千円とするものです。

歳出の主な内容といたしまして、第2款「総務費」は、2百55万円の追加ですが、第1項「総務管理費」では、「企画費」で、財団法人自治総合センターからの内示により、一般コミュニティ助成事業の追加が主な内容であり、「交通対策費」では、バス路線再編調査を能登町地域公共交通協議会が直接行うことにより、町営バスの修繕及びバス待合所の整備をするため所要の調整を行っております。

第3款「民生費」では、25万円の追加を行いました。

主な内容は、1項「社会福祉費」において、後期高齢者医療制度の開始により75歳以上の方の人間ドック助成が制度上廃止となったことから、町単独での助成をすることとし、追加計上したものであります。

第4款「衛生費」は、1千百2万7千円の追加であります。

第1項「保健衛生費」においては、平成19年度保健事業等の精算に伴う国庫返納金を追加した他、公衆浴場施設改善事業補助金を追加しております。

また、多目的交流センター管理費において送迎バス関連経費を追加したほか、墓地の返還による還付金を追加しております。

第2項「清掃費」では、柳田埋立処分場の沈殿池の補修費及びし尿処理施設管理費の運転・浄化槽点検補助業務の経費を追加いたしました。

第6款「農林水産業費」では、6百24万7千円の追加をいたしました。

第1項「農業費」においては、ブルーベリーの産地競争力強化事業費を計上し、第2項「林業費」は、県単荒廃地復旧事業で、県から2箇所の内示がありましたので追加計上いたしました。

第7款「商工費」の69万4千円の追加につきましては、「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会が実施主体となり、元気な能登の全国発信事業として「能登ふるさと博」を実施することとなり、負担金等その関連経費を追加いたしました。

第8款「土木費」では、59万1千円の追加であります。

第2項「道路橋りょう費」及び第5項「都市計画費」は、地方道路交付金事業、道整備交付金事業及びまちづくり交付金事業の事業費を組み替えたものであり、第6項「住宅費」は、公営住宅法の改正に伴う家賃システムの変更に係る経費を追加したものであります。

第9款「消防費」では、百8万9千円を追加いたしました。

第1項「消防費」の「常備消防費」には、全国消防職員意見発表会への参加経費を追加している他、「消防施設費」においては、防災用備品を整備することにいたしております。

第10款「教育費」は、1千3百67万円の追加であります。

第1項「教育総務費」においては、学習障害児対策として特別支援員を増員することとし、その所要経費を追加しております。

また、第2項「小学校費」では、人事異動等による人件費の調整を行ったほか、不登校児対策として、子どもと親の相談員配置事業の実施や、昨年実施した「全国学力・学習状況調査」等により明らかになった課題に対応し、児童生徒の学力向上や教職員の指導力向上を図るため、「活用力向上モデル事業」を行うこととし、関係経費を追加し、第3項「中学校費」におきましても、小学校費と同様、「活用力向上モデル事業」の追加を行ったものであります。

第4項「社会教育費」では、当町出身である、日展作家の「坂坦道さん」、「羽根万象さん」、の遺品の寄贈に関する関係事務費の追加や、真脇遺跡整備事業の国庫内示の確定による追加を行っております。

第11款「災害復旧費」は、4千6百41万1千円の追加であります。

第1項「農林水産施設災害復旧費」の7百33万円の追加につきましては、昨年発生しました豪雨災害の林道災害復旧事業であります。土質調査により土質改良工事が必要となり所要の経費を追加したものであります。

第2項「公共土木施設災害復旧費」の3千9百8万1千円の追加につきましても、昨年発生しました豪雨災害の道路災害復旧事業で、工法変更や事業費の

確定に伴う追加を行っております。

また、本年の2月24日に発生した高波被害による災害復旧として道路災害1件と漁港災害4件の復旧事業費を追加いたしましたので、宜しくお願いいたします。

以上の補正財源として、歳入の第11款「分担金及び負担金」を21万4千円、第13款「国庫支出金」を2千8百44万7千円、第14款「県支出金」を1千93万7千円、第16款「寄附金」を10万円、第17款「繰入金」を2千3百77万2千円、第19款「諸収入」を3百75万9千円、第20款「町債」を1千5百30万円追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第56号「平成20年度能登町老人保健特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千6百7万1千円を追加し、予算総額を3億3千5百70万9千円とするものです。

歳出の主な内容は、昨年度の事業費の確定により、第2款「諸支出金」において、国庫支出金等の償還金及び一般会計繰出金を計上したものであります。

この財源として、歳入の第1款「支払基金交付金」を8百90万5千円、第2款「国庫支出金」を2千7百16万6千円を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第57号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、言若地区営農飲雑用水施設の管理、運営を能登町簡易水道特別会計で行うため、給水区域を変更し言若地区小規模水道施設の追加を行うものでございます。

次に、議案第58号から議案第61号の4議案につきましては、「新たに生じた土地の確認について」及び「字及び小字の区域の変更について」であります。

議案第58号及び議案第59号は、石川県が管理しております宇出津港内の「ふ頭用地」として、宇出津山分2字の地先公有水面100.91平方メートルを埋立したものであり、議案第60号及び議案第61号は、主要地方道能都内浦線の真脇地区に係るもので、真脇イ字の地先公有水面1,718.7平方メートルを埋立て道路を整備したものです。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に新たに生じた土地を確認するとともに、同法第260条第1項の規定に基づき、その土地の字の区域を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第62号「公の施設の指定管理者の指定について」ですが、旧瑞穂保育所を障害者支援センターに転用することにつきましては、先の3月議会で議決をいただいたものですが、管理運営について、指定管理者を公募した結果、「特定非営利活動法人 礎会」を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものですので宜しくお願いいたします。

次に、議案第63号「石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について」ですが、公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、吉野谷診療所、中宮診療所及び白峰診療所を構成施設とする「白山石川医療施設組合」が、地方公営企業法の全部を適用する「白山石川医療企業団」に名称変更をしたため、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第64号「能登町固定資産評価員の選任について」ですが、現税務課長である「小西和夫」氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

## 採 決 議案第64号

### 議長（新平悠紀夫）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。この際、日程の順序を変更し、日程第24 議案第64号「能登町固定資産評価員の選任について」を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第24 議案第64号を先に審議することに決定しました。

ただ今、先議することに決定しました議案第64号を議題とします。

お諮りします。議案第64号は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

### 採 決 議案第64号

議長（新平悠紀夫）

ここで、小西税務課長は、しばらく退場をしていただきたいと思います。

(小西税務課長退場)

議案第64号 「能登町固定資産評価員の選任について」

能登町字宇出津ト字7番3地 小西和夫氏の選任に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、小西税務課長に、入場をしていただきます。

(小西税務課長入場)

休 憩

**議長（新平悠紀夫）**

ここで、しばらく休憩いたします。

（午前10時37分）

再 開  
質 疑

**議長（新平悠紀夫）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時47分）

日程第4 報告第2号から、日程第23 議案第63号までの20件についての質疑を行います。質疑は、前回は申し上げましたが、大綱的な内容でお願いいたします。質疑はありませんか。

5番 向峠茂人君

**5番(向峠茂人)**

平成20年度の一般会計補正予算第2号の19ページ、農林水産業費で19節の補助金、地産競争力強化事業で183万7千円、これはブルーベリーに対する補助金と先ほど町長の説明にありましたけど、現在能登町においてのブルーベリー耕作農家、面積、売上高、そしてこの事業はどのような使われ方をするのか説明願います。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

お答えいたします。これはブルーベリーの実を鳥から守る防鳥ネットの補助で県単の事業でございます。そして現在能登町におきましては栽培面積は10.2ヘクタールございます。農家戸数85戸、生産量は17トン、販売額ですけど昨年度でございますけど1,026万円ございました。

**議長（新平悠紀夫）**

5番向峠茂人君

**5番（向峠茂人）**

防鳥ネットの補助だということですが、これには何か面積の基準がありますか。仮に家庭菜園で細々とやっている5アールか1反歩ほどの、あるいは大規

模な販売を目的としているようなたくさんの面積が必要なのか、面積の基準があったら教えてください。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

お答えいたします。面積の基準はございませんけど、ブルーベリー生産組合に入っている組合員に対しての補助を行っています。個人的な菜園などの場合は行っていません。これは県単事業でございますので。

**議長（新平悠紀夫）**

5 番向峠茂人君

**5 番（向峠茂人）**

能登町では栽培面積が10.2ヘクタール、85戸だそうですけど、これは事業の補助金だけの予算付けなのか、私も勉強不足なんですけど能登町としてブルーベリーに対しての補助金というか予算付けをしているのか、今後そのような考えがあるのか。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

お答えいたします。植栽にあたって苗木に対して補助を行っています。

**議長（新平悠紀夫）**

ほかに質疑ありませんか。2 番椿原安弘君

**2 番（椿原安弘）**

報告第2号、平成19年度能登町一般会計補正予算以下、報告3号、4号と19年度予算の最終でございますが、今回6,668万9千円の減額で最終予算額が145億6,302万3千円と最終決定しております。そこでちょっとお聞きしたいんですけども、一般会計並びに特別会計、普通会計の件ですけども5月末で19年度の出納を閉鎖しております。ということで、これから決算調整に入るわけでございますけれども、現時点での決算見込みといいます

か、概算で結構ですので普通会計並びに企業会計の決算見込みを教えてくださいたいと思います。会計管理者並びに水道、病院担当課長よろしくお願ひします。

**議長（新平悠紀夫）**

会計管理者藤村秀雄君

**会計管理者（藤村秀雄）**

椿原議員にお答えいたします。端数はございますが丸い数字でご報告させていただきます。平成19年度の決算見込みでございますが、一般会計で2億3,900万円、そのうち繰越明許費を除きまして2,300万円あるわけですが、実質収支で2億1,600万円でございます。特別会計につきましては決算見込み額1億4,200万円、実質収支額も同じでございます。

**議長（新平悠紀夫）**

水道課長稲井穂積君

**水道課長（稲井穂積）**

平成19年度水道会計の決算見込み額でございますけれども、当年度の純利益としまして3,115万8千円を見込んでおります。

**議長（新平悠紀夫）**

宇出津総合病院事務局長山森景治君

**宇出津総合病院事務局長（山森景治）**

椿原議員にお答えします。能登町病院事業会計の19年度決算見込み額でございますが、当年度純損失としまして1億6,181万5千円の見込み額であります。これは医業収益、医業費用、医業外費用等々全部込みこみのものです。

**議長（新平悠紀夫）**

ほかに質疑ありませんか。10番菊田俊夫君

**10番（菊田俊夫）**

議案の55、56号でございますが、ページ数でいえば25ページ、前回の全員協議会でもお話がありました、今日もまた町長のほうから説明ありまし



たが、災害復旧工事、漁港の災害復旧工事であります、3,477万3千円、これ4箇所となっておりますが、内訳を教えてください。その4箇所の予算額もわかりましたら教えてください、お願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

お答えいたします。4箇所は松波漁港、白丸漁港、比那漁港が2件でございますけれど、1件1件の事業費についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので。この査定は先月の5月27日から28日にかけて終わっておりますので、ほとんどOKでございますので。

**議長（新平悠紀夫）**

10番菊田俊夫君

**10番（菊田俊夫）**

4箇所ということですが、松波と白丸と比那とあと1箇所は。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

比那が2箇所でございます。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。7番奥野清君

**7番（奥野清）**

それでは20年度の補正予算の観光費のことで、能登ふるさと博に補助金を出すんですが、これは県の事業で昨年の震災の復興の元気をつけるということでそういう事業があるということは聞いているんですが、能登町はどのように参入していくのかひとつ担当課長の説明をお願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

商工観光課長宮下並樹君

### 商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。このふるさと博には能登町といたしましては町内の関係団体、商工会並びに観光協会、地元商店街、それから一部縄文関係の皆さんと実行委員会を設けまして検討した中で、全国風揚げ能登大会もふるさと博事業の一環として、また元気市「能登町まるごと逸品市」というタイトルを付けておりますけれども、大相撲能登場所開催の時に能登町の物産を販売すると。それから8月になりますけれども、商店街でランプシェード、そういうものもやると。恋路の浜でもランプシェード、恋路物語の舞踏家の方に来ていただきまして、そういう事業もやるということで、その実行委員会、県の主催する実行委員会のほうには50万円の負担ということでございますが、能登町の実行委員会には3倍の150万円の助成がなされるということでございます。

### 議長（新平悠紀夫）

7番奥野清君

#### 7番（奥野清）

はい。大変結構なことだし元気が出ればいいなあと思いますが、これは単年度で終わりですか。出来れば継続でと県のほうに働きかけていただきたいと思えます。以上です。

### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

#### 12番（山本一朗）

報告第12号、専決10号の後期高齢者の件でございますが、先ほど町長も全国的に後期高齢者医療制度が入ってきたときに1,200の市町村がありますが、その87%がですね、3日前現在で、そこが人間ドッグ補助を止めてしまったと。75歳以上はもう後期高齢者医療制度がはいつて予算的にもきつから全国の87%の市町村が止められたと。私も当然これを止めておられるかと思ったんですが、当町はこれはあるということで理解してもよろしいか町長に1点お伺いします。

それからこの保険料が年金から天引きされる云々とか非常に問題視されておりますが、そういったものよりかこの医療制度がはいつてきて75歳以上がそのような対象になる、その中身の問題で非常に分かりにくい面があるんで、担当課長に一番分かりやすく教えていただきたいなど。それで私の質問がもし問

違っていただければ速やかにこれは間違ってますよと、ご指摘願えればこれ幸いなわけなんです。遠慮なく中口課長は「あなたは間違ってますよ」と言ってください。ただし聞いたことに関しては非常に分かりやすく答えていただければ幸いかと思うんです。医療現場でもこの問題が非常に大きく広がっていて余命いくばくもないと診断された患者への治療は終末医療と呼ばれ、そんな患者に終末医療に希望事項の書類が作成されるということになっております。そしてこの書類に医師、看護師、患者本人か家族が署名する必要があるということになっていきますよね。そして署名の欄の下に1番に輸液、2番に中心静脈栄養、3番に経管栄養、4番に昇圧剤投与、5番に人工呼吸器、6番に蘇生術等の項目があり、それぞれ患者に希望するかしないかを選択させるものとなっています。余命2週間くらいの人にまるで延命のオプションを判断させるようなもんじゃないかと思うんですが、課長の考えはいかがなものか。

また後期高齢者医療制度で患者にこうしたことを医師が後期高齢者終末期相談料としてそれにサインさせれば相談料として医師に2千円の手当てが国から支払われるというんですが、これはまず本当なのか教えてほしいと。ただし75歳以下の人にはそんなことを署名させても2千円の手当ては付かないとなっています。私は人工呼吸器を付けたり、リハビリでかなり回復して人生を楽しむことの出来る人も75歳以上でも結構いると思うんですよ。それに対してこのようなオプションを選択させるというのが非常におかしいなと思うんです。この2千円目当てでやられるとパニックが起きるんじゃないかなど。だからこの制度は延命治療の中止強要と思いますよ。重い病気の闘病生活を長く続けると、家族の経済負担というのは非常に大きいと思うんです。そうした状況下で後期高齢者がおじいちゃんの医療費負担を家族に大変ですよねと、そろそろどうですかと言われると、NOと言えなくなる現状があると思うんです。そしてオプションまで付けて延命を止めさせたら2千円の手当てを医師に払いますよという組織ですが、これは本当にこんなふうな書類にサインさせれば2千円を医師がもらえるのかどうなのか中口課長、今までの質問の中でちょっとお答えいただきたいと思うんです。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

議員ご質問の75歳以上の人間ドッグに関しましては先ほども提案理由の説明の中でご説明させていただきましたけれども後期高齢者医療制度が開始しまして、制度上75歳以上の人間ドッグの助成というのは廃止ということになり

ましたんで、町としてはやはりそういった健康な方が人間ドッグを受けていらっしゃる方もいらっしゃるんで、町単独で助成はしていきたいというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課町中口憲治君

#### 健康福祉課長（中口憲治）

今のご質問は終末期医療に関してのご質問かと思いますが、実際ですね私らのところへそういう詳しいのがきたのは今年に入ってからです。ですから予算を組んでいるときには全くそういう内容的なものは町、多分、全国の市町村が分かってなかったと。年度始まってくらいに詳しく出てきたという感じです。ですから今この終末期医療で正直言いまして私もこの相談というんですか、アンケートみたいな形で医師が取れば申請すれば2千円が保険料として当たるという格好なんでしょうが、そのことも私らも詳しい中身まではきてなかったもので、知りませんでした。ですから大雑把に言いますと大変失礼な話かなと私も実感しました。ただ、国としてもですね、いかに国費を減らすのかという考えで、例えば医師に任せますと心臓手術なんかしますと1千万円近く金がかかります。そのあたりの判断ていうのを本人、それから家族から求めてですね、多分その医療をですね、下げたいという考えの下でやったと思います。ただ、そういう早く死ねとかですね気持ちで国自体が創設したわけではないと思いますので、そのへんもご理解いただいてですね、やりたいと思います。ただ、これに関して私、正式には国からまだ言ってきていませんが、新聞紙上ではですね、見直すような感じも言っておりますので、またそのへんよろしく願います。

#### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

#### 12番（山本一朗）

分かりました。もう1点だけお願いします。糖尿病とか慢性疾患で通院しておられる75歳以上の方がおられると思うんですが、その方は1ヶ月に何回病院に行っても医師の報酬というんですか、診療報酬は6千円で打ち切りと、頭打ちにするんだと、それ以上の治療をすれば病院は赤字となり、安い治療しか出来なくなるということになっていますよね。この6千円というのは何回行っても6千円というのはいかがなものかと思うんですが、この中身が分からない

ので説明をしてほしいと。これが本当であるならばですよ、先ほど中口課長も国の方策は年寄りに早く死ねというんじゃないんですよと言われましたけども、この6千円で頭打ちということになりますと、これはやっぱり老人は早く逝きなさいと言っているような法律だと思うんですが、そのへんの解釈と6千円のこれが本当なのかひとつ教えてほしいのが最後の質問です。

もう1点ですね、これは僕のオプションですから中口さんお願いします。

この後期高齢者医療制度がくる前に恐らく能登町の役場なりに国の方から「高齢者の医療の確保に関する法律の解説」という虎の巻が来ていたかと思うんですが、これは読んで勉強されたかどうなのか。特に中身の問題で後期高齢者が亡くなりそうになったら、家族というのは1分でも1時間でも生きてほしいと思うんだと。しかしながら先ほど1千万円という話をされましたが、500万円、1千万円の金額になると家族のそういう感情から発生した医療費を若者が支援として負担しなければならないことは若者の意欲を削ぐことになる。だから終末医療の評価は後期高齢者をもってしてやるんだと。そういう評価なんだと、厚生労働省高齢者医療制度施行準備室長補佐の土佐和男という人が書いた本で、1月18日、石川県で開かれた講演会で医療費が限りなく上がっていく痛みを後期高齢者が自分の感覚と体で分かっていたことになしたと、講演されております。そういう本を読んであなた方は、この後期高齢者医療制度をお迎えしたのか迎えなかったのか、そのへん教えていただきたいと思うんです。

### 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課長中口憲治君

### 健康福祉課長（中口憲治）

まず、医師にかかって6千円という話ですが、これに関しては一応皆さん主治医を持ちなさいと。主治医で慢性的な病気に関しましては、その程度で多分賄い出来るだろうという考えの下で国が決められたんだろうと私は思います。ただ、その他の病気が見つければですね、当然治療を受けられるわけですから、この範囲外だと私は思っております。ただ、6千円がですね、本当にいいのか悪いのかというそのへんの判断は私はしかねますので、ご容赦お願いします。

次に、法を全部勉強したかということなんですが、結構な厚さの法です。全部が全部、私、1字1句見ておりません。大雑把に町民の方がですね、関心のあるようなものは私もある程度抜粋しては見ていますが、全文は正直言って読んだことはございません。ただ、いろんな医療費に関して、それから保険料の負担に対して、それから何で後期高齢者医療が出来たのかという形のもので判

断しておりましたので、正直言いまして詳細な全文までは勉強しておりませんので、ご了承願いたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。13番鍛冶谷眞一君

#### 13番（鍛冶谷眞一）

平成20年度の一般会計補正予算、ページが18ページ4款、衛生費の中で全協でもちょっと質問したんですが、環境衛生費で多目的交流センター管理費があがっております。これはマイクロバスの運営費用であるということでお聞きしました。確かマイクロバスは他の行政におけるマイクロバスの廃止ともあわせていったんは廃止の話もありました。で、この復活した経緯をまずお聞きしたいのと、次にこれから先このバスをどのように運営していくのか、この先も続ける続けないの話があると思います。そして大事なことは行政としたらこの移送サービスをするということについてのデータ取りをする必要があるかと思えます。せっかく復活したんでしたら今現在、どの地域のときのご葬儀にどれくらい乗っているか、そういうのをあわせていかなきゃいけないかと思うんですが、そういうことに関しての行政としてのこれまでの経緯と復活の理由、そしてこれから先どうするかと、この点についてお尋ねしたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

環境対策課長竹下正雄君

#### 環境対策課長（竹下正雄）

鍛冶谷議員にご説明いたします。3月当初予算におきましては廃止の方向ということで当初予算には計上してございませんでした。その間、いろいろ利用状況等々を調査しながら常任委員会のほうでですね、いろいろ協議、検討をしてまいりました。その中で現在も利用している方がおいでと。中にはですね、高齢者の方、子供さんといわゆる交通弱者といわれる方がやっぱりおいでと。今後につきましては、データをですね再度もう少し精査をなさいたいというようなご意見を頂きました。

その中で今後につきましてはですね更に今年度いっぱいをかけまして利用状況等、また多目的交流センターの利用料金の件につきましても検討を加えまして、データを揃え適切な時期に廃止等々の話もですね出てこようかと思えます。そのときのデータをですね今年度をかけまして収集したいというようなことで今回、そういう方々のためにですね、もうしばらく運行を続けるという

ようなことですので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

**議長（新平悠紀夫）**

13番鍛冶谷眞一君

**13番（鍛冶谷眞一）**

はい。交通弱者のために残すというのはとても大事な観点だろうと思います。元々、交通関係というのは福祉の一環としてインフラ整備した経緯がありますもので当然のことだろうと思います。ただ、どうか町の方としたら、これが陸運の輸送サービスに法律上引っかけられないかとか、いろんなことを含め、それから車両の小型化等も含めて、ぜひ精査をして対応して頂きたいということを要求して質問を終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

町税も含めまして、税のことに关しまして大綱的に質疑をしたいと思います。

町長から提案理由の説明の中にもございましたけれども、ふるさと納税ということですね。これは新しく国が創設した税でありますけれども、各市町村間において懐に手を入れあいしながら分捕り合戦が始まるような感じもいたしまして、いかがなものかなあと私は感じておるんですけれども。こういう制度が発足した以上は手をこまねいておっては逆に抜かれていく税もあるということも考え合わせたときにですね、この町としましてもそれ相応の努力をしないと納税が集まってこないというふうに思うんですが。

ふるさと納税といっても一種の寄附行為でありますので目的がないと寄附に応じようという考えにいたらないのが普通であります。祭りだとかイベントだとか言って寄附集めするのと同じようにですね、相手の心に深く大々的に心に残るような仕掛け仕組みをしないと税も集まらないと思うんですが。そういう対応、対策というものをどう考えていらっしゃるか。町の魅力、セールスポイントですね、これを売って大いに宣伝をしてふるさと納税を集めると。こういう考えが今、どういう点に魅力、ポイントを絞っていらっしゃるか、あるいはこれからしようとしていらっしゃるのか。その点について町長、もしくは担当課長お願いしたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

企画財政課長高雅彦君

### 企画財政課長（高雅彦）

鶴野議員のご質問にお答えいたします。ふるさと納税の件についてのご質問かと思いますが、今ほどご質問がありました件につきましては庁内におきまして企画財政課が一応メインになりまして、関係します税務課、あるいは会計課、総務課、PR窓口であります商工観光課の職員を集めまして一応どのように対応するか検討しているところでございます。

正式にはしてないんですが、集める目的については何にされるのかということで、いろいろ自治体によっては条例化をしたり、いろいろなことをしている所もございまして、うちとしましてはあまり特定しないで目的を選んで寄付して頂くという形ではなく、頂いた寄付金については例えばこれは例なんですが、のと海洋深層水の利活用推進にするための施策に使いますとか、あるいは国指定の史跡であります真脇遺跡の保存整備に使いますとか、あるいは国レベルの問題でございましてけれども、循環型社会の構築と地球温暖化防止に向けた施策に使いますというようなことでPRするようにしていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

多くの人の心を揺さぶるような内容がないと、なかなか寄附に応じてくれないような気がいたしますので、やはり町民あげてこういうことに使ったらいんじゃないかという声をですね、ひとつよく聞いて頂いて、各課の課長さん集まって頂いて知恵出すのもいいんですが、広く町民に知恵を頂くということも大事ではないかなと思います。出て行くのは町民の皆さんの懐から出て行くわけですから、そこらへんまず町民が出さないように、という意識も大事なわけですから能登町諦めて珠洲や頑張るとるからやろうかと、こんなふうに思われたら一大事でございます。やはり町民をあげてこれは取り組んで頂く、考えて頂くという姿勢も大事ではないかなあとと思いますので、その点またひとつご検討頂きたいと思います。

次にですね、議案にもあがっております国民健康保険税、あるいは介護保険税ということなんですけども、これはご承知のとおり、所得割、それから資産割、均等割、平等割と税額を決めるときにですね、こういう判断材料があるわけですね。保険税をいかにして頂くかという観点で4つの基準があるというん



です。それはそれで国が決めておくことですから依存はないんですが、私は資産割という考え方ですね、これがどうも理解しにくい点があるんです。

家を建てる、そうすると固定資産税がぐんと上がりますね。これは建てられた方は経験しておいでと思うんですが、非常にこれはある意味堪えるということなんですが、そのみならず、今度はその固定資産税に対して、やがて半分近くが今度は新税制によると4割以上ですね保険税に加算されてくると。そしてまた今度は介護保険にも加算されてくるようになっておるわけですね。そうしますと、家を建てたら災難が続く。固定資産税が上がって、保険税が上がって、介護税が上がってくるという連鎖反応で、ダブルパンチ、トリプルパンチみたいな感じでやってくるわけですが、特に自営業者とか。サラリーマンにはそれがないんですね。社会保険にはそういうことがない。所得に応じて保険は徴収されているわけですね。ところが自営業者、あるいは退職をして国民健康保険に加入したと同時にこういう資産割というものが入ってきて、国民健康保険税というものに加味されていくという仕組みなんですが、この資産割とは全部一律これだけ取りなさいよということであれば私も異議申す余地もないんですが、市町村によって率が全部違っているわけです。

金沢市なんかは1銭も取らない。それから内灘町でも10何%だとか20%だとか30何%だとか、それぞれの町で判断基準があって徴収されておることになりますと我が町においては少し考え直す余地があってもいいんじゃないかと。そういう意味でね、この資産割というのは家を建てたから病気がちになるとかいうわけでもないんでね、家が稼いでるわけでもないんですから。またローンも抱えているんだ、非常に苦しんでいる面もあると。こういう点も考えて資産割という制度の保険との係わり、因果関係、これが理解しがたい。この考え方、町長いかが思っていますか。こういうもんだと思いますか。こういうことでこうなんだと言って頂ければ町民も納得するわけですが、いかがでしょうか。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

保険税の資産割も含めた4つに関しましては担当課長より説明してもらいますけど、個人的な思いを言いますと例えば高齢者の方で資産を多く持っていらっしゃる方も多くおられると思いますんで、そういうことも今後は考えていかなきゃならないのかなというふうには思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課長中口憲治君

## 健康福祉課長（中口憲治）

ただ今の質問は資産割はどうかという質問ですが、これはですね法に決まっております。当然金沢市みたいに所得割ですねやれることも出来ます。ただ、我々の地域性を見ますと、やはり今現在は裕福な家庭がおいでますのであれでしょうけど、国で決まっているのは標準的には所得割が40、資産割が10、均等割が35、平等割が15というパーセンテージで基準にしてやりなさいと。そういう中で全国の市町村がですね、自分の所でその地域に合ったですね、保険料を算出しているわけです。

私らの場合も今回、保険税のパーセンテージを提示してあるわけですが、19年度まではですね資産割に関しましては、医療費給付分47%、介護給付分6%で合わせて53%。20年度からはですね、医療費給付分31%、後期高齢の分で10%、介護給付分で8%、合わせて49%という形で多少そういうことを考えながらですね国保委員会等でですね協議しておりますので、今回そういう形で国保委員会の方で決めて頂いて出せたということでございますので、よろしくご理解をお願いします。

## 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

## 14番（鶴野幸一郎）

理解してない訳じゃないんですけど、私の知り合いで最近家を建てられて立派な木材を使って山から木を切って立派な家を造ったと。山から切った木がこれまた高いもんで固定資産税に加味されるんですね。あっと驚く固定資産税になってきたと。たいした金をかけていないつもりだったけれども税がかかってきたと。それはいいんです。立派な家で結構なんですけど、ただ今言うように固定資産税が40万円、そこへ保険税がその半分近く20万円、こうなってきましたと何と保険税が最高額。この方は年金暮らしなんですね。退職金で造ったんでしょけれども、固定資産税と保険税合わせて100万円。年金のかなりの部分がそれで飛んでいってしまうと。「ありゃあ。もう住めないわ」とこういうふうに嘆いてらっしゃる方がいましたけれど、こういうことで果たしてこの町は住みやすい町になるのかなあと疑問を持ちましたもので。

ちょっとこのへんをひとつ考慮頂いて、住みやすい町ということでいかないとね、もう退職金で家も建てられんわというようになったら大変ですんで、ひ

とつお願いしたい。

### 議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。15 久田良平君

#### 15番（久田良平）

12番の山本議員と若干、質問が重複するかもしれませんがご理解頂きたいと思います。今回、この後期高齢者の医療保険の中で人間ドックとして20万円の補正予算が上がってきているわけですけど、この20万円に対してはこれは何名分であるのか。また、この20万円というこの補助金に対してこれは4月から遡って適用されるのか、されないのか、ということもお聞きしたいと思います。

また、町長にこの1点お聞きしたいのはこの補助金なりまた、いろんな交付金なりを打ち切るときはどういう基準をもってこの補助金を負担金なりを打ち切るのか、またその基準というものがあればお示し頂きたいと思います。この後期高齢者の人間ドックの補助金に関しては石川県内でもこの補助金をそのまま存続している市町もございますね。当然これは今、町長が制度上廃止になったから負担金を削ったんだといわれますけど、制度上廃止になっても石川県内のなかでもこのドックの補助金はそのまま存続している市町もございます。

そういう意味において、なぜこの補助金が制度上であるのか、ないのか別として政令で決められたのか、法令で決められたのかその辺も明らかにして頂きたいと思いますし、せめてこの能登町に住んでいたときには一つくらいはお年寄りに優しさや本当に住んで良かったなと思われる施策くらいは一つあってもいいんじゃないかなと私自身思います。その辺は今後町長はどのような風な施策のなかにそういうものを織り込まれていくのか少しお考えもお聞きしたいと思いますので、その辺を担当課長のほうから説明を求めたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課課長中口憲治君

#### 健康福祉課長（中口憲治）

まず、あの人間ドックの予算を盛った理由といたしまして、実際県下その当時調べましたところ、2市町がやっているということを確認しました。私らもこのきっかけと言いますとある方がおいでまして、ドックが受けられないということで連合へ私らのほうも確認したところ、やはり石川県の連合はないということで返事をもらいました。

そこで何で今頃わかったんやということになるんですが、予算立てるのは大体12月頃に私ら立てております。そうしますとその段階で先ほど山本議員の質問にお答えしましたが、その当時にそういう細かいことが私らのところにきていませんでしたので、どういう中身で広域連合がやれるのかということがちょっとわからなかった面もあります。それから私らの職員、私を含めて職員もですねそこまで私らにすれば保険者が行うものかと私らも考えていたわけですが、現実には広域連合というのは保険者ですが保険者がそういうことに入っていなかったということなので今回、この議会6月の定例会で予算をしたと、まあ一応4月から遡ってこの予算をお決め頂ければですね遡ってやりたいと思っております。

それから何人分なのかということなんですが、基本的には金額それから対象というんですか補助的な関係は国民健康保険と同様に考えております。そして人数分は4人分をみております。というのはこの4人というのは現実に昨年度75歳以上の方で人間ドック、これは国民健康保険の被保険者の方で2名おいでました。今回後期高齢になりますと他の保険のほうから入ってきておりますので、その分を勘案しますと約4名程度みておけば今のところ予算があるのかなという考えで予算をもっております。ただし、たくさん受けていただければその都度また補正をお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

今回の人間ドックに関しましては、決して町が打ち切ったというわけではありません。結局これまで75歳以上の方が国保に加入されていてそれでそういった補助があったわけなんです、この4月からその後期高齢者医療制度が始まって広域連合の中にそういう制度が無かったということで、結局その75歳以上の方が人間ドックを受けても補助されない状況でしたので、そういったものもろん情報不足といえれば情報不足なんです、そういった事が判明したものですからこの6月議会でそういった75歳以上の方にも町単独での補助ということをさせていただきたいというふうに思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

20番大谷内義一君

## 20番（大谷内義一）

それではあの町長にですね、専決処分について考え方を少し聞き出したいんですが、今回専決処分が何個か出ているんですがそのなぜ専決されたかという点については、今回のは私は一応理解は、いたしております。

理解をしたうえでお尋ねするんですが、私の考え方からいきますと専決処分というのは私はできるだけしていただきたくないという私は考え方をもっております。それはなぜかと申しますと議会は申すまでもなく審議をする場です。そしてその審議をする場の構成員は私たち議員なんです。ですから町長はですね専決を多くされるとですね私たちの審議をする権限を制限されてしまうという恐れが十分あるわけですね。

特に私が申しあげたいのは条例関係ですね。条例関係はこれは町にとっての憲法ですからこれは大変大事なものですから、私は臨時議会を開いてでも私は審議すべきだというのが私の持論なんです。あの国の4月中、3月いっぱいになって税金の条例あたりですね、なかなか困難な問題があるということが今回出ておりますけれどもそれは私たちも十分経験してきております。ですからそれはそれなりに議会をするわけですが、私は申しあげたいのはできるだけ専決は避けるという姿勢を町長に持ってほしいんですが、町長の考え方をお聞きいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君。

## 町長（持木一茂）

ただ今の大谷内議員のおっしゃることは十分にわかります。それで今回例えばあの町の条例でもなんですか町が決定権を持っているような場合は、当然こう議員の皆さんのご理解を得るためにそういった全協なり議会なり開かなきゃならないと思っております。ただ、この度の例えばあの国民健康保税や都市計画税等は上位法の改正ということで、これは否応なしに町としては改正しなきゃならない部分であろうかと思えます。ですから今回は専決という形を取らせていただきましたけれども、町が判断する場合には議員の皆さんのご理解、あるいはご協議いただく場を設けていきたいというように考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑はありませんか。いませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

## 委員会付託

### 議長（新平悠紀夫）

お諮りします。ただいま議題となっております、報告第2号から報告第12号まで及び、議案第55号から議案第63号までの20件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、報告第2号から報告第12号まで及び、議案第55号から議案第63号までの20件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

## 請願第1号

### 議長（新平悠紀夫）

日程第25 請願第1号「通学路及び避難路の拡幅について」を議題とします。

今期定例会において受理致しました請願1件は、お手元に配布してあります、請願文書表のとおりです。

局長に朗読をいたさせます。

（局長朗読、別紙請願文書表のとおり）

### 議長（新平悠紀夫）

請願文書表の朗読が終わりました。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。請願第1号「通学路及び避難路の拡幅について」

19番 山崎元英君

（請願の趣旨説明）

## 19番（山崎元英）

ただいまの請願につきましての趣旨説明を行います。

請願文書表にありますように、先ほど局長の方から朗読をされました。これにつきましては、小木開発協議会でその必要性が緊急に提案されまして、全会一致で請願をしようということに決しました。請願の箇所につきましては、添付してあります図面のとおりでございますけれども、ここは小木の中心地でもありますし、そしてまた、いずれも都市計画道路に指定されている道路でございます。

どうか議員の皆様には慎重に審議をしていただきまして、ご採択いただくことをお願いしまして、説明といたします。

## 委員会付託

### 議長（新平悠紀夫）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております、請願1件は、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会の会期中に報告をしていただきますようお願いいたします。

## 休会決議について

### 議長（新平悠紀夫）

日程第26 「休会決議」についてを議題といたします。お諮りいたします。委員会審査等のため、6月13日から6月15日まで、及び6月17日の併せて4日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、6月13日から6月15日まで、及び6月17日の併せて4日間を休会とすることに決定いたしました。次回は、6月16日午前10時から会議を開きます。以上で、本日の日程は全部終了しました。これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時48分



## 開 会（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は19人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

### 委員長報告

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第1 報告第2号「平成19年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から、

日程第11 報告第12号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」までの11件及び、

日程第12 議案第55号「平成20年度能登町一般会計補正予算」から、

日程第20 議案第63号「石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について」までの9件、並びに

日程第21 請願第1号「通学路及び避難路の拡幅について」の併せて21件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 向峠茂人君

#### 総務常任委員長（向峠茂人）

それでは総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度能登町一般会計補正予算(第10号))」

報告第5号「平成19年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第10号「専決処分の承認を求めることについて(能登町税条例の一部を改正する条例について)」

報告第11号「専決処分の承認を求めることについて(能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について)」

報告第12号「専決処分の承認を求めることについて(能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)」

以上5件は、承認すべきものと決定しました。

次に、

議案第55号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第2号）歳入及び所管歳出」

議案第58号「新たに生じた土地の確認について」

議案第59号「字及び小字の区域の変更について」

議案第60号「新たに生じた土地の確認について」

議案第61号「字及び小字の区域の変更について」

議案第63号「石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について」以上4件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

### 議長（新平悠紀夫）

次に教育民生常任委員長 宮田勝三君

### 教育民生常任委員長（宮田勝三）

それでは教育民生常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度能登町一般会計補正予算(第10号))」

報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))」

報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度能登町老人保健特別会計補正予算(第2号))」

報告第5号「平成19年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第8号「専決処分の承認を求めることについて(証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の変更について)」

報告第9号「専決処分の承認を求めることについて(奥能登広域圏事務組合規約の変更について)」

以上6件は、承認すべきものと決定しました。

次に、

議案第55号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第2号）所管歳出」

議案第56号「平成20年度能登町老人保健特別会計補正予算（第1号）」

議案第62号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上3件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

**議長（新平悠紀夫）**

次に産業建設常任委員長 鍛冶谷眞一君

**産業建設常任委員長（鍛冶谷眞一）**

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度能登町一般会計補正予算(第10号))」

報告第5号「平成19年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第6号「平成19年度能登町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第7号「専決処分の承認を求めることについて(平成20年度能登町一般会計補正予算(第1号))」

以上4件は、承認すべきものと決定しました。

次に、

議案第55号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第2号）所管歳出」

議案第57号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

以上2件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、請願第1号「通学路及び避難路の拡幅について」は、審議した結果、採択することに決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

**質 疑**

**議長（新平悠紀夫）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

**討 論**

**議長（新平悠紀夫）**

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

**採 決  
報告第2号～報告第12号**

**議長（新平悠紀夫）**

これから、採決を行います。お諮りします。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度能登町一般会計補正予算(第10号))」

報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))」

報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度能登町老人保健特別会計補正予算(第2号))」

報告第5号「平成19年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第6号「平成19年度能登町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」

報告第7号「専決処分の承認を求めることについて(平成20年度能登町一般会計補正予算(第1号))」

報告第8号「専決処分の承認を求めることについて(証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の変更について)」

報告第9号「専決処分の承認を求めることについて(奥能登広域圏事務組合規約の変更について)」

報告第10号「専決処分の承認を求めることについて(能登町税条例の一部を改正する条例について)」

報告第11号「専決処分の承認を求めることについて(能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について)」

報告第12号「専決処分の承認を求めることについて(能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)」の以上11件に対する委員長報告は、承認であります。

委員長報告のとおり承認することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございました。挙手全員であります。よって、報告第2号から報告第12号までの以上11件は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

### 議案第55号～議案第61号、議案第63号

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。

議案第55号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第2号）」

議案第56号「平成20年度能登町老人保健特別会計補正予算（第1号）」

議案第57号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第58号「新たに生じた土地の確認について」

議案第59号「字及び小字の区域の変更について」

議案第60号「新たに生じた土地の確認について」

議案第61号「字及び小字の区域の変更について」

議案第63号「石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について」の以上8件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第55号から議案第61号まで及び、議案第63号の以上8件は、委員長報告のとおり可決されました。

### 議案第62号

議長（新平悠紀夫）

次に、議案第62号「公の施設の指定管理者の指定について」を採決します。ここで、16番石井良明君は、しばらく退場をしていただきたいと思います。

(石井良明君退場)

議案第62号「公の施設の指定管理者の指定について」に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、石井良明君の入場を許します。

(石井良明君入場)

### 請願第1号

次に、請願第1号「通学路及び避難路の拡幅について」に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

### 閉会中の継続審査の申し出の件

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第22「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

総務常任委員会をはじめとする、3常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

平成20年第2回能登町議会定例会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提出案件に対しまして熱心なご審議を賜り、いづれも原案どおり可決いただきまして誠にありがとうございました。

先般、6月14日に発生しました岩手・宮城内陸地震の折り被害を受けられました岩手、宮城両県民の方々を始め被災者の皆様方に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますと共に、一刻も早い復旧、復興を願い、昨年、能登半島地震の折に全国各方面からご支援をいただいたご恩に応えたく、石川県を始め関係方面と連携を取りながら出来るだけの支援をしていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

さて、新年度に入り懸案でありました揮発油税などの暫定税率に絡みます道路財源特例法案が先月、再議決により地方財政及び地域整備に対する最悪の事態が回避されました。しかし、国や地方も含めて財政状況の厳しさは依然として続いており、この現状を謙虚に受け止め長期的な展望に立ち、効率的かつ効果的な行政体制を確立しまして健全な財政運営に取り組みたいと考えております。

来る、10月16日には47年ぶりとなる大相撲能登町場所が決定し、今月から前売り券の受付を開始して、すでに4割の予約がありました。町民の方々には、またとない機会ですので早めにチケットを購入されまして大相撲の醍醐味を味わっていただきたいと思っております。また、9月6日から9日間にわたり能登国際女子プロテニス大会2008が藤波運動公園で開催され、国内外の有力選手による熱いプレーが繰り広げられます。観客の声援が選手たちを勇気付けます

ので、町民の数多くの方々に足を運んでいただき、好プレーに拍手し選手一人ひとりに声援を送っていただければ幸いに思います。

今後とも議員各位のご支援並びに町民各位のご理解とご協力を賜わりながら、誠心誠意執行に努めて参りたいと存じておりますので、よろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

## 閉 議・閉 会

### 議長（新平悠紀夫）

これをもちまして、平成20年第2回能登町議会定例会を閉会します。皆様、8日間にわたり大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

（午前10時20分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年6月19日

能登町議会議長 新 平 悠紀夫

署 名 議 員 椿 原 安 弘

署 名 議 員 河 田 信 彰